

居宅介護の料金表

提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	2,669円	267円	4,212円	422円	6,121円	613円	6,989円	699円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算 (+868円)			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	7,868円	787円	8,736円	874円	9,605円	961円		
提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
通院等介助(身体介護を伴う場合)	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	2,669円	267円	4,212円	422円	6,121円	613円	6,989円	699円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算 (+868円)			
	7,868円	787円	8,736円	874円	9,605円	961円		
提供時間 内容	30分未満		30分以上 45分未満		45分以上 1時間未満		1時間以上 1時間15分未満	
家事援助	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	1,093円	110円	1,586円	159円	2,047円	205円	2,487円	249円
	1時間15分以上 1時間30分未満		1時間30分以上 15分毎に加算 (+364円)					
	2,872円	288円	3,237円	324円				
提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分毎に加算 (+728円)	
通院等介助(身体介護を伴わない場合)	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	1,093円	110円	2,047円	205円	2,872円	288円	3,601円	361円

同一建物等の利用者等に提供した場合の減算

- ・居宅介護支援事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物の居住する者又は、上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者数の人数が1月当たり20人以上の場合。）居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%の減算。

居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者的人数が1月当たり50人以上の場合）居宅介護を行う場合は所定単位数の15%を減算。

初任者研修課程修了者のサービス提供責任者として配置されている場合の減算

- ・ 居宅介護職初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位の 10% を減算。

重度訪問介護の料金表

1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満		2 時間以上 2 時間 30 分未満	
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
1,972 円	198 円	2,937 円	294 円	3,923 円	393 円	4,899 円	490 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満		3 時間以上 3 時間 30 分未満		3 時間 30 分以上 4 時間未満			
利用料	利用者負担額	利用料	利用料	利用料	利用者負担額		
5,885 円	589 円	6,850 円	685 円	7,836 円	784 円		
4 時間以上 8 時間未満				8 時間以上 12 時間未満			
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額	
8,747 円（4 時間まで）に 30 分増すごとに + 911 円		875 円に 30 分増すごとに + 92 円		16,037 円（8 時間まで）に 30 分増すごとに + 911 円		1,604 円に 30 分増すごとに + 92 円	
12 時間以上 16 時間未満				16 時間以上 20 時間未満			
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額	
23,273 円（12 時間まで）に 30 分増すごとに + 857 円		2,328 円に 30 分増すごとに + 86 円		30,198 円（16 時間まで）に 30 分増すごとに + 921 円		3,020 円に 30 分増すごとに + 93 円	
20 時間以上 24 時間未満							
利用料		利用者負担額					
37,509 円（20 時間まで）に 30 分増すごとに + 857 円		3,751 円に 30 分増すごとに + 86 円					

- ※ 重度障がい者等包括支援の対象となる心身の状態にあれば、上記単価に 100 分の 15、障がい程度区分 6 に該当されれば、100 分 8.5 が加算されます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画、重度訪問計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画、重度訪問計画の見直しを行いません。
- ※ 表中の料金以外に福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）が加算されます。
居宅介護＝所定単位×30.3% 重度訪問介護＝所定単位×19.2%
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が 2 人派遣を認めた場合は、契約者の同意のもとヘルパー 2 人を同時派遣しますが、その場合の費用は 2 人分となり、契約者負担額も 2 倍になります。
- ※ 契約者の体調等の理由で居宅介護計画、重度訪問介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、契約者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30 分程度以上）を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を

行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。

- ※ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

病院等に入院中の支援 (※1)	利用者負担額		改定後	
	1 時間未満		198 円	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満		294 円	
	1 時間 30 分以上 2 時間未満		392 円	
	2 時間以上 2 時間 30 分未満		489 円	
	2 時間 30 分以上 3 時間未満		588 円	
	3 時間以上 3 時間 30 分未満		684 円	
	3 時間 30 分以上 4 時間未満		783 円	
	4 時間以上 12 時間未満		874 円	+ 92 円
	8 時間以上 12 時間未満	30 分毎に加算	1,603 円	+ 92 円
	12 時間以上 16 時間未満	30 分毎に加算	2,327 円	+ 86 円
	16 時間以上 20 時間未満	30 分毎に加算	3,019 円	+ 93 円
	20 時間以上 24 時間未満	30 分毎に加算	3,750 円	+ 86 円

※1 病院等に入院中の支援

- ・ 障害支援区分 6 利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び、助産所への入院(入所を含む)中に利用者ごとの特殊な介護方法や環境、生活習慣を医療従事者等に的確に伝達し適切な対応につなげたりコミュニケーション支援等を提供した場合。

【加算項目】

- ① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25	/	100 分の 25	100 分の 50

- ② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。
(円未満の端数は四捨五入)

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1,072円	108円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1回の要請につき1回、利用者1人に対し、1月に2回を限度とする
初回加算	2,144円	215円	初回月、1回のみ

※緊急時対応加算は、契約者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画等において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります)。

※初回加算は、新規に居宅介護計画等を作成した契約者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

- ③契約者の依頼により、契約者の負担上限月額を超えて事業者が契約者負担額を徴収しないよう、契約者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
契約者負担上限額管理加算	1,608円	161円	1月あたり

入院中の支援の加算、減算

- ・喀痰吸引等支援体制の算定不可及び、90日以降の利用は所定単位数の20%を減算。

2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の減算

- ・障害者区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合にそれぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数の15%を減算。(算定開始から120時間に限る)

4 その他の費用について

① サービス提供にあたり必要となる契約者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	契約者(お客様)の別途負担となります。
② 通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	